

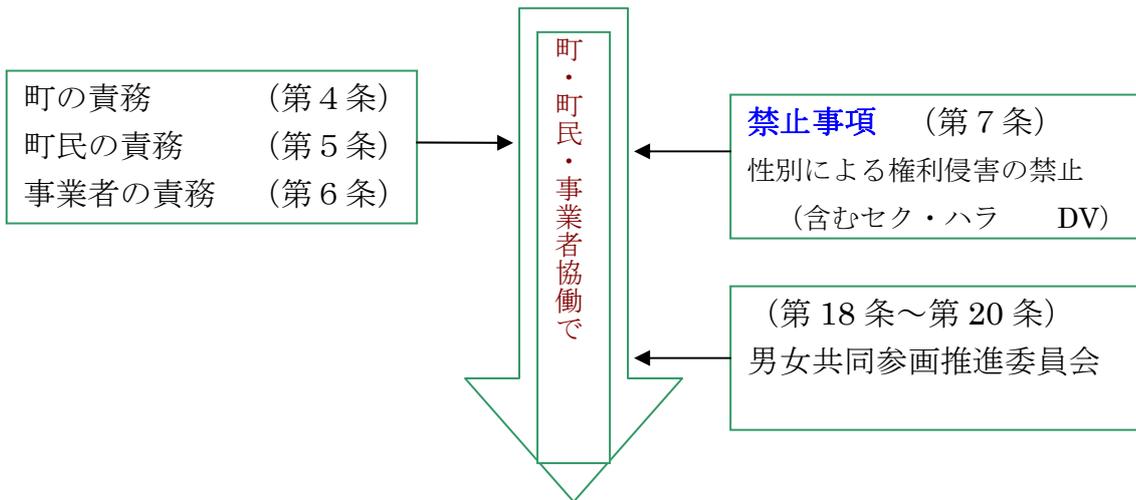
「男女共同参画まちづくり条例」の構成

前 文
条例の趣旨

目 的 (第1条)
条例の目的

定 義 (第2条)
用語の定義/男女共同参画、積極的改善措置、セクシャル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス

基 本 理 念 (第3条)				
男女の人権尊重	社会における制度 又は慣行への配慮	政策又は方針決 定の場への参画 機会の確保	家庭生活とその 他の活動の両立	互いの性を尊重 し、性と生殖に関 する健康と権利の 確保



基 本 的 施 策 (第8条～第17条)									
行 動 計 画	積 極 的 改 善 措 置	調 査 研 究	報 告 の 徴 収	男 女 共 同 参 画 に つ い て の 啓 発 等	町 民 等 の 活 動 に つ い て の 支 援	年 次 報 告	苦 情 へ の 対 応	推 進 体 制 の 整 備	財 務 上 等 の 措 置



『一人ひとりが輝き ハーモニー奏でるまち』

